

(国内) 文化財維持・修復事業助成 Q & A (よくあるご質問)

質　問	回　答
1 申請者の資格について	
① 応募の申請者は誰ですか？	対象となる文化財の所有者が申請者となることができます。 神社、寺院等、宗教法人所有の場合などは、宗教法人の代表役員名で申請していただきます。
② 対象となる文化財の管理者から申請することができますか？ 可能な場合に特別な手続きが必要ですか？	対象となる文化財を博物館等の第三者に寄託されている場合などは、その博物館等の管理者が申請者となって応募することができます。 但し、管理者が申請を行う場合には、予め所有者から「修復を行うこと」について承諾を得ておいてください。
③ 地区の自治会等の所有する文化財の場合は誰が申請者となりますか？	自治会等の会長等、代表者の方に申請者となっていただきます。
④ 個人所蔵の文化財で公開していません。修復費用について助成を応募することはできますか？	募集要項の「助成の対象」に記載の、「私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する個人」に該当する場合には応募することはできません。
2 助成対象について	
① どのような文化財の修復が対象となりますか？	募集要項の「助成の対象」に記載のとおり、「日本国内に所在する、芸術的、学術的に価値のある、後世に承継すべき美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料、考古資料）の維持・修復事業」に助成しています。
② 文化財の指定を受けていませんが、修復事業助成を申請できますか？	指定の有無に関係なく、幅広く応募を受け付けています。 これまでも、無指定文化財の修復事業助成を数多く行ってきました。修復完了後に、国の重要文化財や地方公共団体から重要な文化財として指定を受けたケースもあります。

質問	回答
③ 祭礼等で使用する山車の車体、車輪の修理なども修復の対象となりますか？	祭礼等での使用により損傷する可能性が高い「消耗品」として、助成の対象にはなりません。
④ 文化財の部分的な修理でも応募できますか？	部分的な修理ではなく、全面的な修理（本格的に解体して修理を行う等）を対象としています。
⑤ 文化財のレプリカの作成を検討していますが、応募することができますか？	レプリカの作成、資料、書籍等の発行費用などは、助成対象とはしていません。
⑥ 文化財を収蔵している蔵の屋根が傷んでいる場合、屋根の葺き替え費用は助成対象になりますか？	助成対象は「美術工芸品」であり、収蔵している蔵等は「建築物」ですので対象外です。
3 申請金額について	
① 申請金額の上限はありますか？	助成金額に上限はありません。 今年の助成金額を助成件数の目処で割ると、1件平均200万円程度となります。対象品が指定文化財の場合の所有者負担は、概ねこれ位の金額になるケースが多いようです。無指定文化財の場合も、財団としては所有者の財政状態を推し量りながら申請金額の妥当性を判断しています。
② 補助率（助成金÷修復に必要な経費）に上限はありますか？	補助率に上限はありません。所有者負担となる金額のうち、財団からの助成が必要な金額を申請してください。 なお、指定文化財の場合には、「国、都道府県、市町村からの補助金」を予め確認して、調達できない不足額を申請してください。
③ 複数年事業の場合は、一連の修復費用総額で申請する必要がありますか？	助成の可否は、1年毎に判断しています。一連の修復費用総額は申請書に記載いただきますが、申請は1年分のみです。
④ 修復費用の見積もりに1万円未満の端数が生じています。助成金額の「単位」に特別な取り扱いがありますか？	助成金額は、「1万円単位」としております。 助成金に「余剰」が発生しないよう、申請金額を「1万円単位」とし、1万円未満の端数は所有者負担としてください。

質問	回答
4 応募手順について	
① 修復費用の見積もりは必須ですか？	文化財の修復事業への助成ですので、必ず修復業者に見積もりをしていただきたいです。 文化財としての価値を失わないような修復が必要ですので、文化財の修復実績のある信頼できる修復業者に見積もりをお願いしてください。
② 文化財として指定を受けていますが、地方公共団体の窓口等（文化財課など）には事前に相談する必要がありますか？	修復する場合には「地方公共団体に連絡（相談）すること」が、文化財の指定要件となっている地方公共団体も多くあると聞いています。 また、地方公共団体からの補助金を得るには「予算手当」に時間が掛かるため、「事前相談が必須」となっている地方自治体もあるようです。
③ 修復業者を紹介してくれますか？	財団から修復業者を紹介することはしていません。 地方公共団体の窓口等（文化財課など）に相談してください（指定を受けていない文化財の場合も同様です）。
④ 推薦書の推薦者を紹介してくれますか？	前③同様、地方公共団体の窓口等（文化財課など）に相談してください。
⑤ 申請書に添付する「現況のカラープリント」は、いわゆる写真専用紙に印刷したものでなければいけませんか？	「普通紙」を使用してカラー印刷されたものでも構いません。 この場合、細部の状況把握ができるように、解析度の高い状態での印刷をお願いします。
⑥ 以前は「住所シール」が必要でしたが、不要になったのですか？	以前必要としていた「住所シール」は不要としました。
5 その他	
① 修復作業を「来年の10月～再来年の7月」で実施する予定ですが、2年間の複数年事業となりますか？	修復事業への助成期間は、助成金を財団での採否決定直後の3月下旬以降に送金しますので「3月～翌年の3月末」ですが、修復作業は採否決定後の「4月～翌年3月」を想定しています。 「4月～翌年3月」の年度を跨ぐ場合は、原則として「2年の複数年事業」として「1年分」を申請してください。 なお、修復費用が高額ではなく、修復業者への支払が年度を跨がない場合などは1年の「単年」事業としていただいても構いません。

質問	回答
<p>② 文化財の損傷が著しいので修復を急いでいます。優先的に採択してもらえますか？</p>	<p>特に修復の緊急性が高いと判断される場合には、初回の申請で採択されることもあります。</p> <p>ただし、ここ数年は応募件数が増大しており、翌年以降に再度申請いただく事例が増えているのが現状です。</p>
<p>③ 選考基準を教えてください。</p>	<p>総合的な判断ですが、主なポイントとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財としての重要度 ・修復の要緊急度 ・修復計画の妥当性（修復方法、修復業者の技術力などを含む） ・助成の必要度 <p>などがあります。</p>
<p>④ （全く関連性のない）複数の文化財について、修復したいと考えていますが、同時に複数案件の申請ができますか？</p>	<p>応募は「1案件」毎でお願いします。</p> <p>修復の要緊急度、文化財の重要度を勘案いただき、優先順位の高いものから申請してください。</p>
<p>⑤ 修復事業完了後の公開に際して、助成を受けて実施したことの公表に定型文言はありますか？</p>	<p>定型文言はありません。</p> <p>「住友財団の助成を受けて修復事業を実施した」という趣旨の掲示をしていただきたくお願いします。</p> <p>なお、芸術的、学術的に価値のある文化財は、できるだけ多くの人に鑑賞の機会が提供されることが好ましいと考えております。</p>